相談事例

ID: 02-03-032

相談タイトル

親の住む実家の雨樋修理に係る業者とのトラブル

Q:ご相談内容

親の住む実家(住宅)に火災保険適用で、傷んだ雨樋を修理する事をうたって、飛び込みで勧誘にきた業者と、親が契約を締結した。当初は、傷んでいる雨樋全体では、足場設置費等も含め140万円ほどの見積額であり、それを基に保険(県民共済火災保険)の申請をして、24万円ほどの保険が下りることになった。

当初から業者には、保険金額の範囲内でしか工事はできない旨話していたが、1階屋根の軒樋だけの修繕でも、仮設費として足場の設置が必要となり、保険金額の範囲を超えてしまう。当初と約束が全く違うため、「詐欺」として渋川警察に話をしようと考えるが、どのような対応が良いか聞きたい。

A:回答

相談者の方が、現時点で明確に「詐欺行為」と言うことで立証できるのであれば、早急に警察に申し出る事が良いと考えます。現状では、工事費にかかる金銭の支払いはないとのことですので、直ちに「詐欺」として警察が行動されるかは疑問な所もあります。

契約の解除を望まれているのであれば、契約書の中に解除についての条項が在ると考えますので、基本的にはその内容に従うことになり一般的には、発注者都合の契約解除には違約金等が伴います。相談者の方が望まれているのは契約の取消しや無効という事による解除と考えますので、不実告知により重要事項について事実と異なることを告げて契約を行ったのであれば、消費者契約法により契約が「取消し」と扱われます。なお、消費者契約法の扱い等については、弁護士などの法律の専門家に相談されることが良いと考えます。